

## 社会福祉法人 楽慈会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月1日～平成34年2月28日までの5年間
2. 内容

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法についてのパンフレットを掲示する。また、改正内容についてはファイルにして設置する。

### <対策>

- 平成29年3月～ 掲示およびファイルにて回覧して、周知する